

大規模盛土造成地防災対策検討会 報告 参考資料



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 大規模盛土造成地の事前対策の意義の再整理

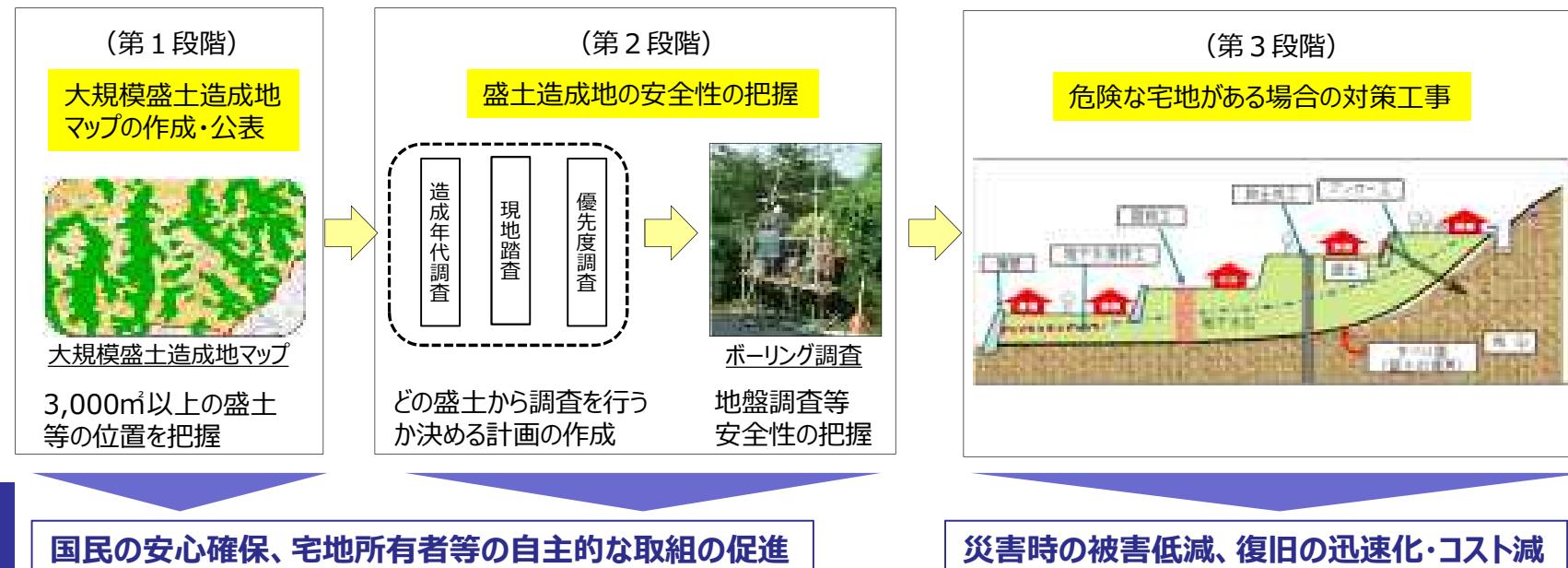
大規模盛土造成地の事前対策の意義

①事前対策工事の実施による災害発生時の被害の防止・軽減及び復旧コストの低減

- ・大規模盛土造成地の被害では、人的被害や財産被害、生活再建の遅れ、公共施設の機能喪失等が生じるとともに、復旧対策には多額の費用と労力を要している。事前対策工事の実施により、第一に人的被害を防止し、また、宅地や家屋、周辺公共施設（避難路等）等の被害を防止・軽減することにより、被災後の早期復旧を可能とともに、復旧にかかるコストを低減することができる。

②大規模盛土造成地マップや安全性把握のための調査に基づく適切な情報提供

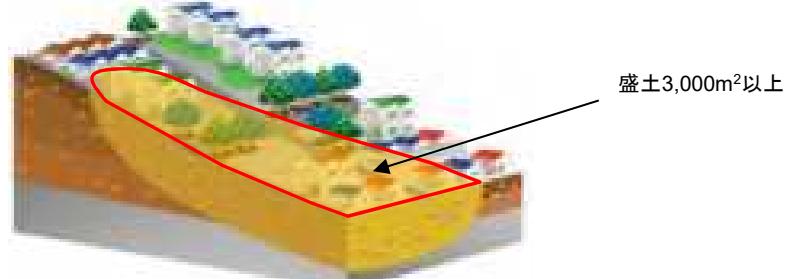
- ・大規模盛土造成地マップや安全性の把握のための調査から得られた情報を適切に住民等に提供することにより、住民の安心を確保するとともに、宅地所有者等の自主的な取組（日常的な盛土の変状の監視や擁壁の点検、簡易な調査の実施、居住地選択の参考とする等）を促進することができる。



事前対策に取り組む盛土造成地

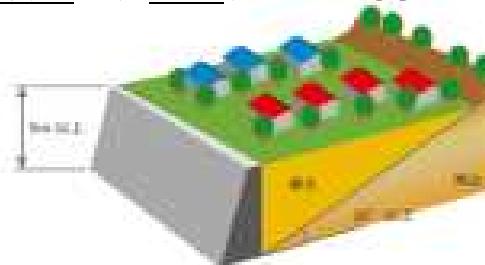
○大規模盛土造成地の要件

① 盛土の面積が3,000m²以上



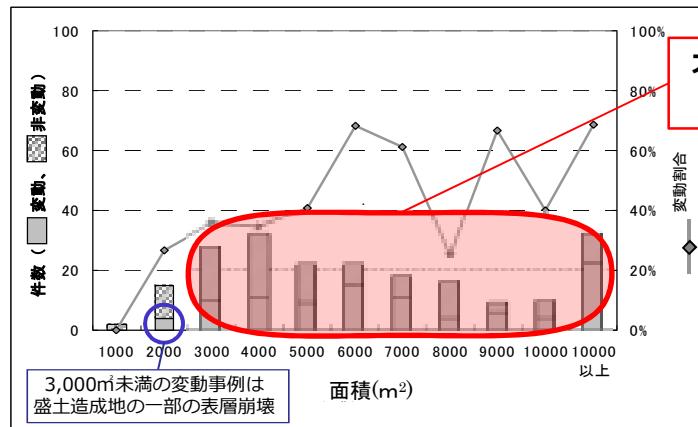
谷埋め型大規模盛土造成地（イメージ）

② 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

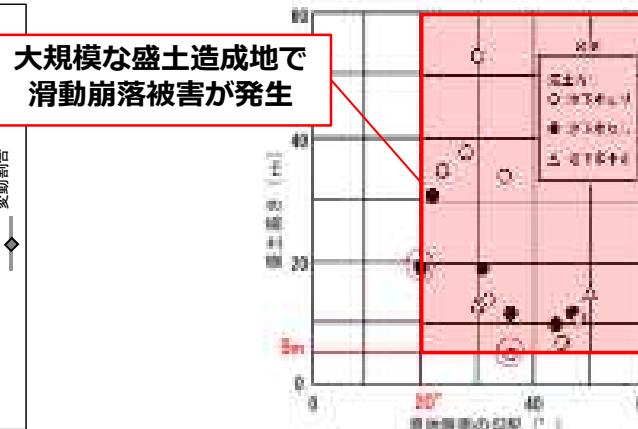


②腹付け型大規模盛土造成地（イメージ）

＜参考＞要件の設定根拠（兵庫県南部地震における被害事例）



【盛土造成地の面積と変動の関係】



【のり面変状箇所における原地盤面の勾配と盛土高さとの関係】

出典「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」



これらの大規模盛土造成地について、引き続き、安全性把握のための調査・対策工事等の事前対策を推進

大規模盛土造成地の事前対策の効果（兵庫県西宮市の事例）



国土交通省

【宅地耐震化推進事業の効果例（試算）：西宮市】

○大地震時に宅地の滑動崩落により人家や避難路（市道）が被災する恐れ。

【被害想定額 約8.8億円※】

○事前対策で被災を防ぐため、滑動崩落防止施設整備を実施。

【事業費 約1.9億円】

※宅地被害額：約6.1億円、復旧対策費約2.7億円

- ・宅地被害額は家屋・家庭用品、道路の被害額の合計。
- 「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」（H11.8建設省砂防部）を参考に算出。
- ・復旧対策費は過去の復旧実績を参考に算出。
- ・国による試算。

事業対象区域（全景）



対策前



対策後

工事内容

鉄筋挿入工
地下水排除工
法枠工

工事費 188.9百万円

保全対象 人家16戸・避難路(市道)

**約1.9億の事業で約8.8億
の被害を防止**

対策完了状況



大規模盛土造成地の事前対策の効果（大阪府岬町の事例）



【宅地耐震化推進事業の効果例（試算）：岬町】

○大地震時に宅地の滑動崩落により人家や府道が被災する恐れ。

【被害想定額 約7.0億円※】

○事前対策で被災を防ぐため、滑動崩落防止施設整備を実施。

【事業費 約0.4億円】

※宅地被害額：約6.1億円、復旧対策費約0.9億円

・宅地被害額は家屋・家庭用品、道路の被害額の合計。

「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」（H11.8建設省砂防部）を参考に算出。

・復旧対策費は過去の復旧実績を参考に算出。

・国による試算。

事業対象区域（全景）



工事内容 グラウンドアンカーエ

工事費 39.6百万円

保全対象 人家17戸・府道

**約0.4億の事業で約7.0億
の被害を防止**

対策完了状況



① 事後の復旧費（熊本市実績より）

- 熊本市内で大規模盛土造成地は100力所。
その内、9力所で被害があり宅地耐震化推進事業を実施。

- 9力所の復旧事業費の合計は約21.4億円。

- その他、復旧に必要な主な公共経費で約5.1億円。

(避難所設営費 約600万円、応急修理費 0.8億、仮設住宅費 0.3億、
被災者生活再建支援金 1.9億円、上下水・道路復旧費 1.8億円)

} 1力所あたり平均約3.0億円
【2.4億（事業費）+0.6億（公共経費）】

② 事前の対策費の試算

- 9力所の事前対策事業費の合計は約17億円。

(復旧事業費21.4億からのコスト縮減額：4.4億
(個別擁壁の復旧3.3億、排水施設費 1.1億円))

} 1力所あたり平均約2.0億円
【1.9億（事業費）+0.1億（調査費）】

- 9力所の事前調査費約0.9億円。

(2次スクリーニング1力所：0.1億円)



- ① 事後の復旧費 1力所あたり平均約3.0億円

- ② 事前の対策費 1力所あたり平均約2.0億円

} 事前対策を行うことにより約 **3割減**

2. 大規模盛土造成地マップの公表と活用の推進

大規模盛土造成地マップの公表の留意点



- 大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき大規模盛土造成地を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではないことを十分説明し、過度の不安や誤解を与えないよう配慮して公表する必要がある。
- 大規模盛土造成地の抽出にあたっての条件（使用した地図の年代等）を明示し、抽出されていない盛土が存在する可能性など、地図の正確性も含めた形で公表する必要がある。これらに加えて、今後の地盤調査等の実施に関する情報などをあわせて公開していくことが望ましい。

＜留意点を踏まえた公表のイメージ＞

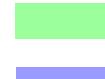


※画像はイメージ

大規模盛土造成地

凡例

谷埋め型大規模盛土造成地



腹付け型大規模盛土造成地



【2018年（平成30年）2月作成】

- 1.市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものであり、マップに示されている盛土造成地が必ずしも危険というわけではありません。
- 2.表示した大規模盛土造成地は、
 - ・主に1955年（昭和30年）の地図と2010年（平成22年）の地図の重ね合わせにより抽出した造成された大規模盛土造成地を表示。
 - ・2010年（平成22年）以降においても開発許可申請で把握している盛土も表示。
 - ・上記の条件により該当せず、抽出されていない盛土が存在する可能性があります。

○大規模盛土造成地マップは一度作ったら終わりでは無く、新たな情報・知見が得られた場合や、新たな宅地造成が行われた場合等には、適宜、作成したマップを更新し情報を付加することや、再調査等の実施について住民への速やかな情報提供をすることが必要である。

【例1】マップ作成時より古い地図が確認された場合、マップの見直し・更新を行う必要



大規模盛土造成地マップを作成・公表



マップ作成時に参照したもの
より年代の古いマップを確認

マップの見直し・
更新



【例2】新たな宅地造成が行われた場合、マップを更新して当該盛土を記載する必要



大規模盛土造成地マップを作成・公表



開発許可等の申請に
より、新たな盛土造
成地の情報を入手



マップの更新

○大規模盛土造成地マップを公表するだけでなく、住民等に対して大規模盛土造成地マップの意義や記載されている情報の説明を繰り返し周知・普及することが必要である。

【周知・普及についての考え方】

- ①ホームページの掲載にとどまることなく、目に触れる機会を増やす。
- ②全ての盛土が直ちに危険というわけではないことを十分説明する必要があるが、過去の地震をみても宅地被害が生じており、盛土に危険性があることを認識することも重要であり、住民による宅地擁壁の変状等の確認など定期的な観測につなげることが必要。
- ③一過性に終わらせない継続した周知・普及が必要。

【取組例】

- ・大規模盛土造成地マップを広報紙に掲載し、戸別に配布する。
- ・学校等において大規模盛土造成地マップを利用した防災教育を実施する。
- ・役所の掲示板等に掲示し、住民等の目に触れるようにする。
- ・各地方公共団体・町内会等の防災講習会等の資料として活用する。
- ・各地方公共団体で大規模盛土造成地マップを用いた宅地相談会を開催する。
- ・各地方公共団体ホームページへのアクセス数を定期的に確認し、掲載方法の改善を図る。

大規模盛土造成地マップの周知・普及



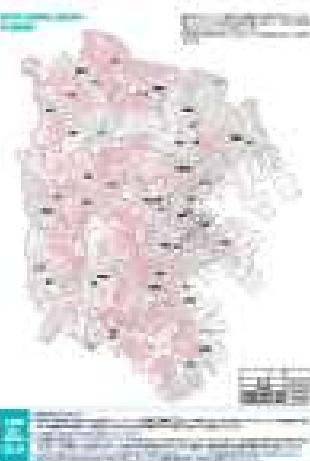
【取組例】

「パンフレット」



(横浜市)

大規模盛土造成地について、パンフレットを作成し、市役所や区役所などで配布。



「防災講習会」



(イメージ)



(出典：地盤品質判定士会)

防災講習会を地方公共団体や町内会等で開催し、地方公共団体職員の事業の理解度向上、住民の防災意識向上を図る。

「宅地相談会」

(出典：地盤品質判定士会)



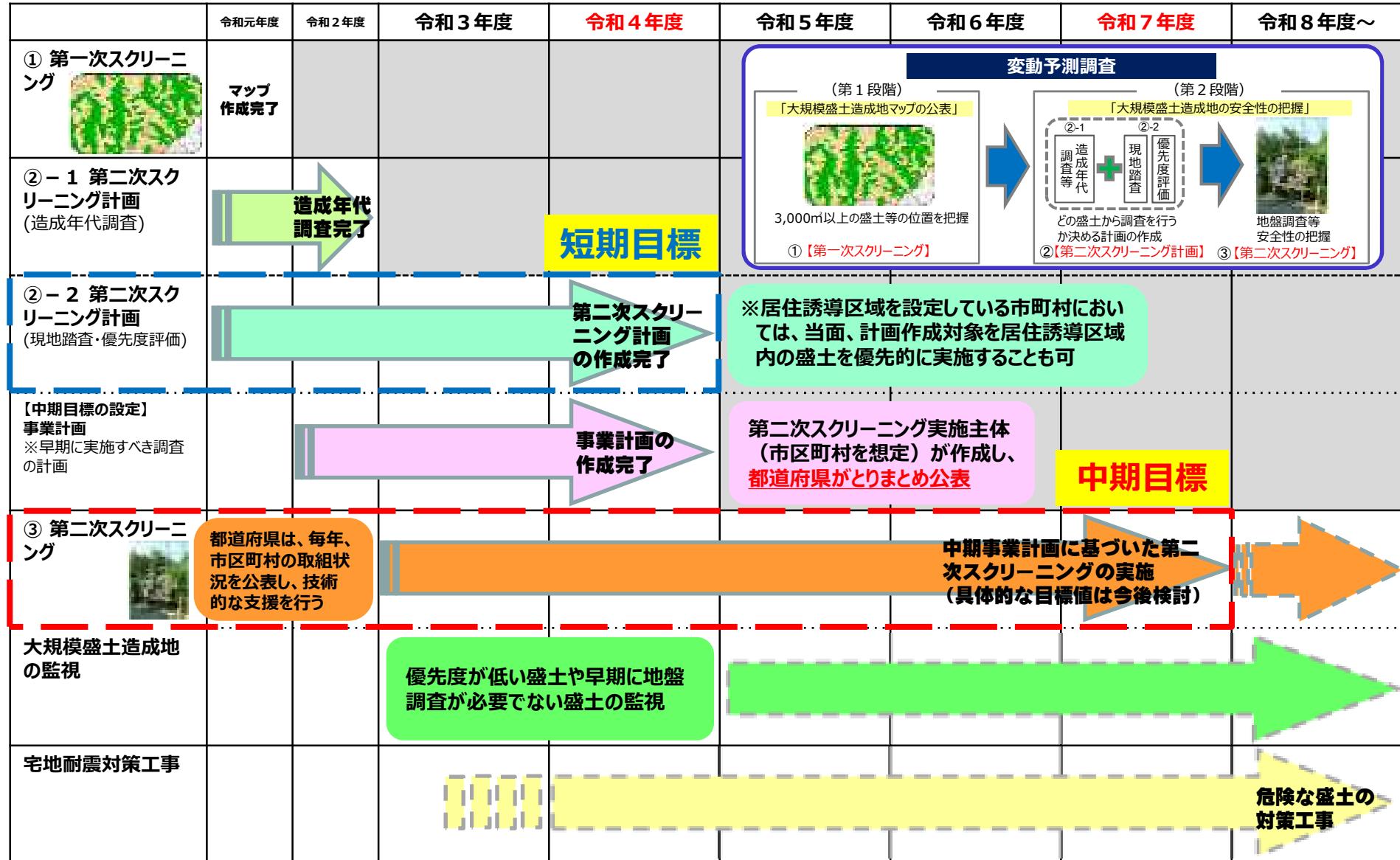
宅地相談会を開催し、個々の宅地所有者に大規模盛土造成地に該当・非該当などを説明。

(イメージ)



3. 大規模盛土造成地の安全性の把握・対策工事の計画的な推進

新たな目標値の決定



頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」



【都市計画法、都市再生特別措置法】

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発を原則禁止

<浸水ハザードエリア等>

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
 - 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画
 - 〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充
(防災集団移転促進事業の要件緩和
(10戸→5戸 等))

【都市再生特別措置法】

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

浸水ハザードエリア等

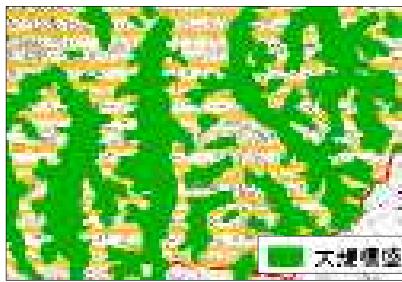
行政が積極的に関わっていくエリアの明確化

- 立地適正化計画に位置づけられる防災対策として実施する宅地耐震化推進事業について、令和2年度から国費率を嵩上げ（1／4→1／2）

【事前対策の流れ】

Step1 マップの作成

大規模盛土造成地がどこにあるかを把握する



盛土の位置を把握

Step2 変状の監視・調査

変状の確認や地盤調査等により宅地ごとの安全性を調査し、危険な宅地を抽出する



盛土ごとの安全性を調査

Step3 対策工事の実施

危険な宅地に対して、対策工事を実施する



杭の設置や地下水の排除等により耐震化を図る

[対策工事の拡充] (令和2年度の拡充事項)

- 令和元年度末にマップ公表率は100%になる見込み
- 対策工事が進まない主な要因である①地方負担、②対策を優先すべき箇所の明示がないことを解決するため、



対策を優先すべき箇所を明示して、その箇所に対して国費率を1／2に嵩上げすることでインセンティブを付ける

[参考]

既に多くの住宅が立地している居住誘導区域内における大規模盛土造成地のイメージ



■立地適正化計画における大規模盛土造成地防災対策の位置づけイメージ（記載例）

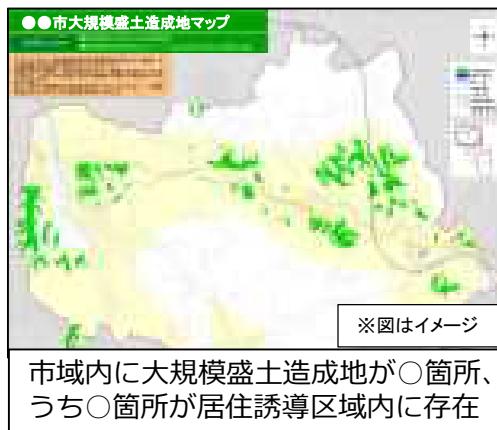
○基本的な考え方

- 市立地適正化計画における**居住誘導区域全域を、宅地の防災対策を促進する地区と位置づける。**当該区域内の大規模盛土造成地については、重点的に安全性の調査および住民参加による継続的な安全性把握の仕組みの構築を進める。調査等の結果安全性が不足する大規模盛土造成地については、対策工事の実施を検討する。

○大規模盛土造成地の状況

- 市では、HO年に第一次スクリーニングを実施し、**対象地約〇箇所の状況を大規模盛土造成地マップとして公表した。うち、居住誘導区域内の盛土は〇箇所である。**
- さらに、HO年に第二次スクリーニング計画を実施した結果、**居住誘導区域内の早期に安全性確認が必要と考えられる大規模盛土造成地は〇箇所である。**

【大規模盛土造成地マップ】



【早期に安全性確認が必要と考えられる大規模盛土造成地の状況】



造成地全景



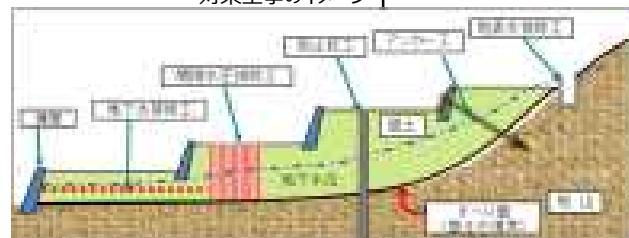
変状の状況

○宅地の安全確保に関する事業

- ①宅地耐震化事業（大規模盛土造成地の変動予測調査）：**〇箇所を対象に実施（今後〇年間を目指す）**
 - 対象地区：〇〇地区、〇〇地区、…**
 - 事業概要：地質調査（調査ボーリング、表面波探査等）、安定性検討
- ②宅地耐震化事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）：**①の変動予測調査の結果を踏まえ、実施を検討**

地方公共団体の負担軽減への取組

- 平成30年度補正より、盛土の安全性の把握調査の国費率を嵩上げ（ $1/4 \rightarrow 1/2$ ）（令和2年度まで）
- 令和2年度より、優先すべき地域における対策の国費率を嵩上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）

【対策の流れ】	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
Step1 マップの作成 <small>盛土や液状化しやすい宅地がどこにあるか把握する</small>	<p>大規模盛土造成地マップ</p> 	<p>全国の大規模盛土造成地マップを100%作成・公表※</p>	<p>→ 国土交通省ハザードマップポータルサイトに掲載</p> <p>※防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策に基づき実施</p>
Step2 安全性の把握調査 <small>地盤調査等により宅地ごとの安全性を把握する</small>	<p>地盤調査</p> 	<p>平成30年度補正より拡充</p> <p>○調査の国費率を嵩上げ（$1/3 \rightarrow 1/2$）[令和2年度まで]</p> <p>造成年代調査は100%完了予定*</p> <p>令和2年度予算（案）に計上</p> <p>○調査実施主体を追加 地方公共団体 → +宅地所有者等</p>	
Step3 対策工事の実施 <small>危険な宅地がある場合、対策工事を実施する</small>	<p>対策工事のイメージ</p> 	<p>令和2年度予算（案）に計上</p> <p>○優先すべき地域における国費率を嵩上げ（$1/4 \cdot 1/3 \rightarrow 1/2$）</p> <p>立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合 等</p>	

宅地造成等規制法の権限移譲の推進(イメージ)

<現行制度>

- 宅地造成等規制法における、宅地所有者等への勧告・改善命令、造成宅地防災区域の指定等の事務は、都道府県知事等(政令市・中核市・施行時特例市含む)が行う。
- この他、地方自治法(第252条の17の2)に基づき、都道府県が条例を定めることにより、市区町村に権限を移譲することができる。H31.4時点では75市町村が、都道府県から権限移譲を受けた事務処理市町村として、宅地造成等規制法の事務を実施している。

<課題>

- 熊本地震や北海道胆振東部地震等において、市町村が復旧対策のための事業を実施した際には、事業要件である宅地造成等規制法の区域指定や勧告は都道府県等が実施。
- 事前対策を進める上でも、大規模盛土造成地の調査や事業に関連して、の結果、区域の指定や勧告等を行う必要があるが、調査や事業の実施主体と、法施行の主体が異なるケースが発生する可能性。

⇒ 大規模盛土造成地の対策に主体的に取り組もうとする市区町村に対しては、速やかに権限の移譲を推進することが望ましい。

宅地造成等規制法の事務処理市町村※(75市町、H31.4時点)

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	小樽市	岐阜県	多治見市	大阪府	泉南市
	室蘭市	静岡県	熱海市		阪南市
	釧路市		伊東市		岬町
	網走市		御殿場市		兵庫県
	北見市		伊豆の国市		川西市
	苫小牧市		愛知県		三田市
	富良野市		瀬戸市		和歌山県
	登別市		東海市		海南市
	北広島市		大府市		橋本市
	白老町		滋賀県		田辺市
岩手県	釜石市		長浜市		新宮市
	宮古市		高島市		紀の川市
栃木県	足利市		大阪府		白浜町
	鹿沼市				那智勝浦町
群馬県	桐生市				岡山県
千葉県	市川市				玉野市
	木更津市				笠岡市
	松戸市				広島県
	佐倉市				三次市
	八千代市				東広島市
	成田市				三原市
東京都	町田市				尾道市
	世田谷区				廿日市市
	板橋区				竹原市
神奈川県	鎌倉市				山口県
	藤沢市				岩国市
					周南市
					大分県
					別府市

※宅地造成工事規制区域を有する市区町村のみ抜粋

<今後の対応方針(案)>

- 現行の地方自治法に基づく権限移譲に加え、市町村が立地適正化計画において、居住誘導区域内の大規模盛土造成地について防災対策を位置づけ、主体的に対策を推進しようとする場合には、宅地造成等規制法の権限を、都道府県から市町村に移譲することができる仕組みを検討。

⇒ 市町村における対策工事等に係る事務を円滑化し、居住誘導区域内の大規模盛土造成地の防災対策を推進

4. 安全性の把握を効果的に進めていくための方策

早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方



【現行のガイドライン】

第二次スクリーニングの優先度評価

- 第一次スクリーニングで抽出した大規模盛土造成地について、全箇所の現地踏査を実施。
- 右図の優先度評価フローで第二次スクリーニングの優先度をA～Cランクに区分し、順に第二次スクリーニングを実施。

盛土が多数存在するなどの場合、
簡易地盤調査の実施等により、
早期に第二次スクリーニングをすべき
優先度の高いものを選定（フローは次ページ）

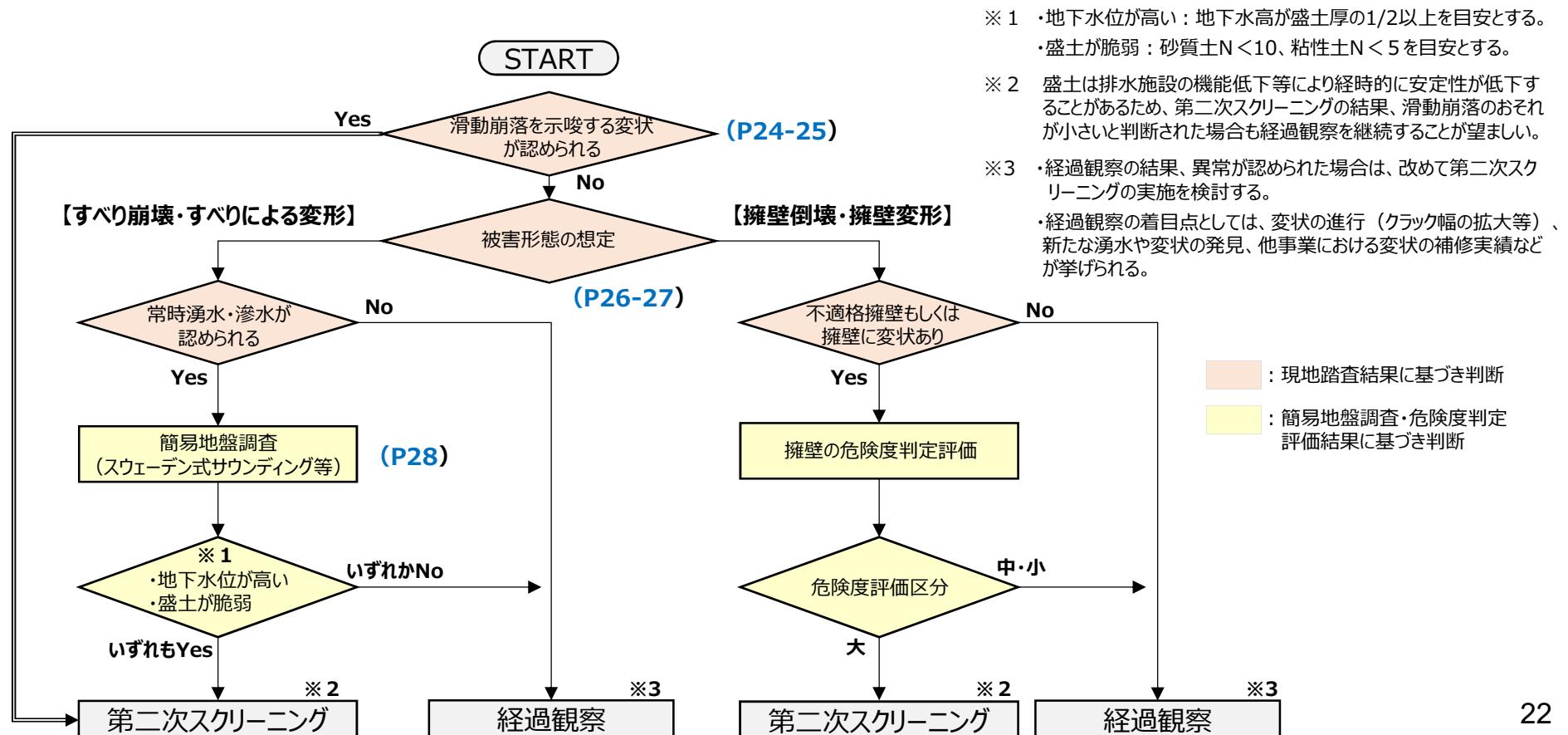


大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインの優先度評価フロー 21

早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方

【新たな考え方】 盛土が多いなどの場合に、早期に第二次スクリーニングをすべき優先度の高いものを選定するフロー

- 現に滑動崩落を示唆する変状が認められる場合は、速やかに第二次スクリーニングを実施。
- 変状が認められない場合。
 - ・被害形態が「すべり崩壊・すべりによる変形」と想定される場合は、すべりの主要因である地下水位に着目。**簡易地盤調査を実施し、地下水位が高くかつ盛土が脆弱な箇所**は早期に第二次スクリーニングを実施。
 - ・被害形態が「擁壁倒壊・擁壁変形」と想定される場合は、**擁壁の危険度判定評価**を実施し、危険度大の箇所は早期に第二次スクリーニングを実施。
- 早期に第二次スクリーニングを実施しないものについては、当面変状などの経過観察を行う。



滑動崩落を示唆する変状

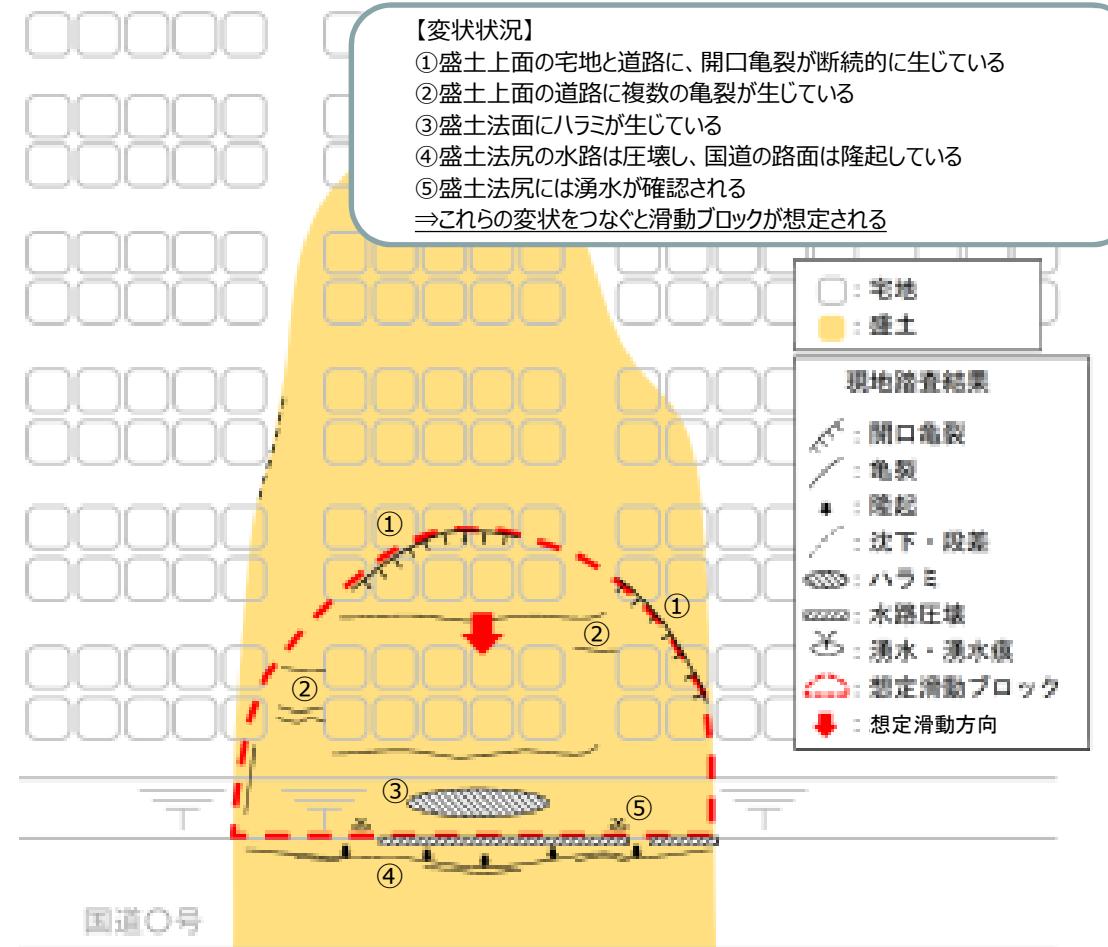
○滑動崩落を示唆する変状とは、**一定の連続性を有し、点在する変状をつなぐと滑動ブロックが想定される変状**をいう。

○局所的・部分的な変状は滑動崩落を示唆する変状とはみなさない。

(例 ; アスファルト劣化による変状、地下埋設物周辺の変状、擁壁隅角部のみの変状、のり面の部分的なハラミや不陸)

滑動崩落を示唆する変状の目安

種別	滑動崩落を示唆する変状か否かの判断
宅地地盤	<ul style="list-style-type: none"> 面的に連続した、クラック、陥没、沈下、隆起など 滑動ブロックの移動を示唆する変状か否かを確認する 滑動ブロック頭部の亀裂や沈下、末端部の隆起などは滑動崩落の動きとして特に注意を要する 部分的なクラック、陥没、沈下、隆起等は変状有と判定しない アスファルトの劣化による変状や地下埋設物周辺の変状は変状有と判定しない
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の連続したクラック・傾倒、面的な目地ズレ、ハラミなど 擁壁全体の移動を示唆する変状か否かを確認する 水平クラックや連続した傾倒などは滑動崩落の動きとして特に注意を要する 部分的な縦クラック、傾倒、目地ズレ、ハラミ等は変状有と判定しない 隅角部のみの変状は変状有と判定しない
のり面	<ul style="list-style-type: none"> のり面の連続したクラック、面的なハラミ・凹凸など 滑動ブロックの移動を示唆する変状か否かを確認する 法肩部の亀裂や沈下、法尻部の押出し・隆起などは滑動崩落の動きとして特に注意を要する 部分的なクラック、ハラミ・凹凸等は変状有と判定しない



滑動崩落を示唆する変状のイメージ

早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方

○下例のような変状が一定の連続性をもって複数発生し、それらをつなぐと滑動ブロックが想定される場合は、**滑動崩落を示唆する変状**とみなす。
(※局所的・部分的な変状は滑動崩落を示唆する変状とはみなさない)

1) 宅地地盤



①擁壁から路面に至る連続したクラック（その1）



②擁壁から路面に至る連続したクラック（その2）



2) 擁壁



①水平クラック



②縦クラック（出典；被災宅地の調査・危険度判定マニュアル-参考資料-）



3) のり面



①のり面全景



②のり肩の亀裂・谷側に傾倒

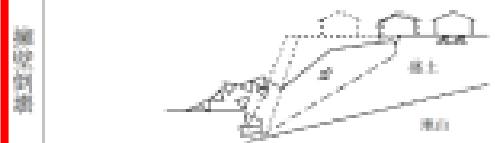
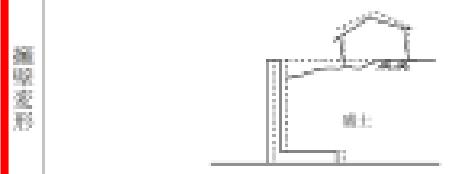


③のり面中段のハラミ・小段の亀裂

被害形態の想定

- 現地踏査結果から地震時の被害形態を想定し、「すべり崩壊・すべりによる変形」と「擁壁倒壊・擁壁変形」に区分する。
- 「すべり崩壊・すべりによる変形」は、“盛土内の間隙水圧の上昇による流動的すべり崩壊”や“盛土と地山の境界などを不連続面とする地すべり的変形”などがある。代表的な危険要因としては経年劣化や圧密沈下により排水施設の機能が低下し、**盛土内の地下水位が上昇**したことが挙げられる。
- 「擁壁倒壊・擁壁変形」は、“擁壁の不安定化による擁壁倒壊・背面土の崩壊”と“擁壁と背面土の変形”がある。代表的な危険要因としては、**擁壁の構造が不適格（増積み擁壁・二段擁壁・空石積み擁壁、擁壁背面に法面を抱え実質的ながけ高が規定を超える擁壁等）**、**擁壁の傾斜・折損や進行性の亀裂やハラミなどが挙げられる。**
- 過去の地震や豪雨による災害履歴（被災範囲や復旧対策工）を確認し、被害形態を検討する際の参考とすることも有効である。

表題 1.1 地震時に想定される被害形態

被害形態	模式図	備考
崩壊		盛土のり面の不安定化によるすべり崩壊、盛土内の間隙水圧上昇による流動的すべり崩壊など
		擁壁の不安定化による擁壁倒壊・背面土の崩壊など
滑動崩落		盛土と地山との境界および盛土内部の脆弱面などを不連続面とする地すべり的変形
変形		擁壁と背面土の変形



【すべり崩壊の例】

主に、排水施設の機能不足により「盛土内の間隙水圧上昇による流動的すべり崩壊」が発生した事例。

(西宮市仁川百合野町)

出典；西宮市仁川で発生した地震時高速地すべり、佐々恭二、土と基礎44-2 (457)



【擁壁倒壊の例】

練積み擁壁背面に法面などを抱え、実質的ながけ高が5mを超えていたことにより「擁壁倒壊」が発生した事例。

(西宮市)

早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方

図V.2.1 滑動崩落の被害形態とその危険要因(崩壊)

滑動崩落(崩壊) の被害形態	被害要因	模式図	盛土の 種類
斜面 崩壊	盛土内の潤致水 圧の上昇による 流動的すべり崩壊	地下水位が高 く、盛土が流動 化しやすい。  	腹付け型
	[収納性崩壊・崩程土] 盛土の下に不確 定な土層が堆積 すべり崩壊	  	谷筋め型 腹付け型
	[斜面地盤物性土] 盛土の下に不確 定な土層が堆積 すべり崩壊		谷筋め型 腹付け型
	[盛土の表面剥離物質] 盛土の下に不確 定な土層が堆積 すべり崩壊		谷筋め型 腹付け型
	盛土のり面の不 安定化によるすべり崩壊	盛土のり面の表 面付近が不安定 	谷筋め型 腹付け型
擁壁崩壊	擁壁の不安定化 による擁壁崩壊・青面土の崩 壊	擁壁が不安定 	谷筋め型 腹付け型

※地山：自然地盤（このうち安定したものが基礎）

図V.2.2 滑動崩落の被害形態とその危険要因(変形)

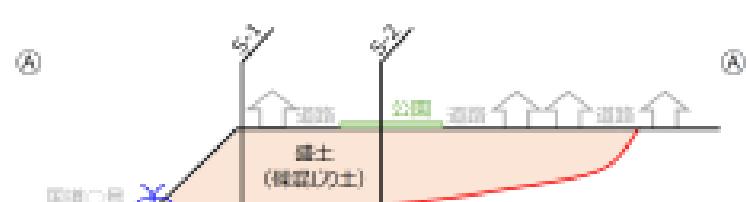
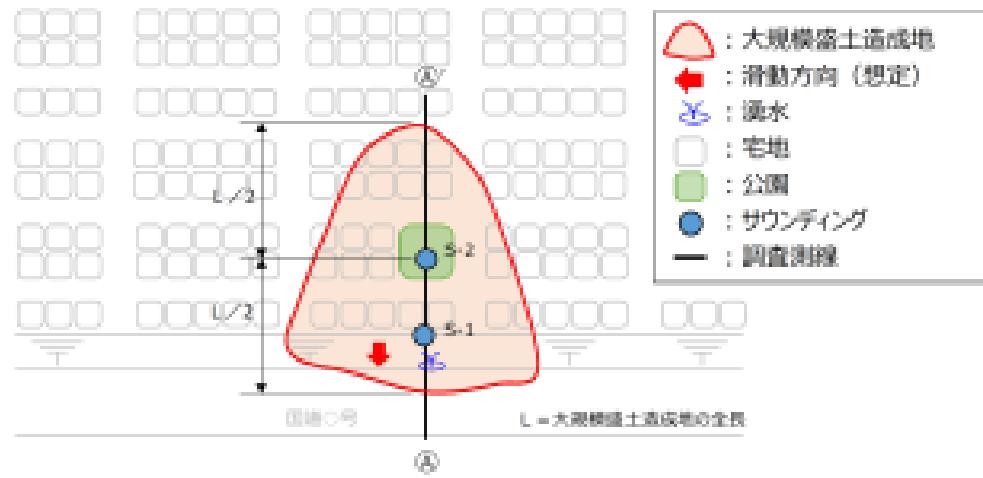
滑動崩落(変形) の被害形態	危険要因	地盤要因・開 壁の状態	模式図	盛土の 種類
すべりによる 変形	地下水位が高 く、盛土が流動 化しやすい。 盛土と地山の接 触お上がり盛土内 部の潤致作用など を不適切面とする すべり的変形 (切盛り境界の 不適切下を含む)	ひな頭部分の 盛土 (ひな頭部分が 不安定)	 	谷筋め型
	地山の勾配が 緩く、盛土い たる位置に開 壁を設けた 場合 地盤の変動によ る地盤崩壊による 変形(切盛り境 界の不適切下を 含む)	地山の勾配が 緩く、盛土が流 動化しやすい。 盛土の下に不 安定な土層が 埋蔵 盛土の外側面 の開口部が不 安定 盛土が軟弱 (強度の確保 が不適切)	 	谷筋め型
擁壁変形	青面土の種類 の不適(特に、 擁壁高が 高い擁壁の青 面土)	盤状では青面 土を含めて安 定している擁 壁	 	谷筋め型 腹付け型
				谷筋め型 腹付け型

すべりによる変形

擁壁変形

簡易地盤調査

- 簡易地盤調査は、スウェーデン式サウンディング等を実施し、**地下水位と盛土の脆弱性を確認**する。
- 簡易地盤調査は湧水や変状の認められる位置で実施することが望ましく、調査地が民有地となる場合は**地権者等に十分な説明**を行う。
- 地下水位の確認にあたっては、**宙水も対象**とし、盛土が粘性土で調査孔に地下水が溜まりにくく測定が困難な場合は、簡易なサンプラーを用いて試料を採取して含水比を求め、地下水位を想定することも考えられる。
- 盛土の脆弱性は、**換算N値の平均値を基本**とし、**盛土が複数層で構成される場合は層毎に評価**する。また、盛土下位に軟弱な粘性土や緩い砂質土が分布する場合は併せて確認する。
- 簡易地盤調査にあたっては、**事前に周辺の既存ボーリングや既存サウンディング結果を収集し活用**する。



簡易地盤調査計画の例

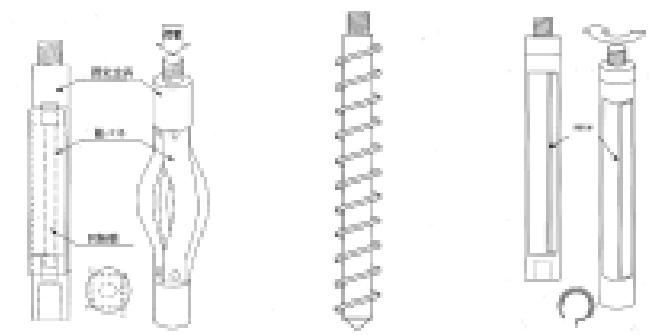
○調査測線は、盛土厚が最大となる旧谷筋付近に、湧水の位置を考慮して設定する。

○簡易地盤調査は、早期に第二次スクリーニングを実施することの必要性を判断することを目的とするため、その位置と数量は調査測線のり肩付近1箇所（左図S-1）を標準とする。

ただし、大規模盛土造成地の全長が100mを超える場合は中間地点付近に1箇所追加する（左図S-2）。

○複数の旧谷筋からなる大規模盛土造成地は、旧谷筋毎に調査測線と地点を計画する。

簡易地盤調査計画の考え方



参考文献: 地盤調査の方法と解説, 第1章-3-3-4, 2015.

スウェーデン式サウンディングの簡易なサンプラーの例

5. 民間と連携した宅地の安全確保の取り組みの推進

民間専門家と連携した安全性把握の推進

～宅地耐震推進事業(変動予測調査)の活用～

■地方公共団体と民間が連携したモデル的な取組（事例：札幌市）

<概要>

地区住民による大規模盛土造成地の安全性把握を推進するため、市が民間の専門家団体に協力を要請し、モデル地区において大規模盛土造成地の点検や地区住民からの相談体制を構築（予定）

○大規模盛土造成地の防災に関する普及活動

- モデル地区：札幌市清田区 里塚地区 町内会

- 対象世帯数：約300世帯

- 内容：

- ・大規模盛土造成地の防災について専門家が
講演や現地確認を含む相談会を実施

- 開催時期：

既存の町内会イベントに併せて開催予定

- ・専門家の講演や相談会の実施時期は、
令和2年夏頃を目途に調整中



モデル地区

変動予測調査費により講演会及び
相談会（パトロール含む）の実施
に要する費用を国が支援

○相談窓口の機能強化

- 窓口：札幌市 都市局 市街地整備部 宅地課

- 内容：

- ・宅地防災に関する既存の相談窓口において
今後は、市民からの相談内容に応じて専門家
と連携して対応

- 時期：連携体制が整い次第開催

変動予測調査費により
相談業務の協力
に要する費用を国が支援

○予定協力団体

- 地盤品質判定士会

※同様の取組について、公益社団法人
全国宅地擁壁技術協会と協議中